

2012年9月26日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

西春日井郡豊山町

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書(回答)

このことについて、以下のとおり回答します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について（住民課）

- ① 憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

憲法、地方自治法の本旨を踏まえて各種の施策を進めることは、行政のあり方の基本と考えています。

- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

地方自治の目的に沿い、関係法令を遵守しながら、各種施策の充実に努めています。

- ③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)につて、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。

関係法令を遵守しながら、本町の現状に合った施策を進めていきます。

- ★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。(税務課)

町は、平成23年4月より愛知県東尾張地方税滞納整理機構へ参加しています。滞納整理機構は、滞納整理を専門に行う県と参加市町の集合体で、協働して滞納整理を推進することにより地方税の滞納額の縮減を図ろうとするものであり、参加することの意義は非常に大きいと判断しています。また機構、町ともに地方税法第15条の適用については的確に実施しております。

★【2】福祉医療制度について(住民課)

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

当面は、現行制度を維持します。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

現状では困難です。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

精神の1～3級は全疾患を対象としています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

現状では困難です。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について(福祉課)

①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

第5期介護保健計画策定において、政令改正による第3段階中に、新たな特例第3段階を設けて、保険料賦課段階区分は6段階、8区分としました。本町では、高額所得層人数が少ない為、応能負担を強めることは保険料基準額がかえって高くなるが見込まれます。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

法令の範囲内で実施しています。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

法令の範囲内で実施しています。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

第5次介護保険計画において介護予防・日常生活支援総合事業は実施しません。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

施設入所者待機者が多数いることは認識しています。特別養護老人ホーム建設は、尾張中部福祉圏域の2市1町で社会福祉法人西春日井福祉会への助成を行い、第5番目となる特別養護老人ホームが本年4月より開所しました。なお、本町独自の施設基盤整備計画はありません。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

本町の中学校は1校で、地域包括支援センターは町直営の1カ所の設置です。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

財政的な支援をする考えはありません。

(2)高齢者福祉施策の充実について(福祉課)

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

法定外給付として、緊急通報システム事業を行い、一人暮らしの方の安否確認を行っています。また、ひとり暮らし、高齢夫婦などで要介護認定を受けていない場合の緊急かつ一時的な生活支援として、買い物や調理などのホームヘルプサービス事業を行っています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

豊山タウンバスを運行しています。ルートは小牧市民病院～豊山町内～県庁～栄間です。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

高齢者の憩いの場として、町内3箇所に総合福祉センター(しいの木、さざんか、ひまわり)を設置しており風呂、マッサージ機などでリラックスしていただくことが出来るようになっています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

町単独で行うことは困難です。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

法定外給付として、昼食と夕食を利用できる配食サービス事業を365日行っています。また、社会福祉協議会の事業として、ふれあい食事会(年4回)と、地域ボランティアによるいきいきふれあい食事会(年6回)が実施されています。

★(3)障がい者控除の認定について(福祉課)

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条又は第7条の15の8の規定に基づき、要介護1以上の者を障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

対象となる要介護認定者に対して、障害者控除対象者認定申請書を個別に送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について(住民課)

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

実施しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

資格証明書、短期保険証とも発行していません

3. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。(保健センター)

妊婦健診は14回実施しております。産後健診は実施しておりません。今後妊婦健診の国庫補助の継続が不透明な状況では今後の検討課題となります。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

い。支給内容を拡充してください。(学校教育課)

申請手続きに民生委員の証明は必要ありません。年度途中の申請については広報により周知しておりますが、今後、町のホームページにも掲載する予定です。
就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.2倍で、申請受付の窓口は町窓口です。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。(学校教育課)

無料については、考えていません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。(学校教育課)

給食センターで使用する食材については、主に愛知県産及び以南産を使用するよう努力しておりますが、止む無く、厚生労働省から指定を受けている17都県産地のものを使用する場合には、厚労省や農林水産省のHP等の調査結果を基に安全確認を行い使用しています。今後、検査の必用が生じた場合には民間検査機関に調査委託することも考えております。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。(福祉課)

災害時に避難所となるプライバシー配慮のため、間仕切りを順次備蓄しているが、ダンボールの間仕切りを製造している会社と協定を締結し、優先して調達できるようにしています。なお、福祉避難所として総合福祉センターしいの木を指定しています。

4. 国保の改善について(住民課)

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

動向を注視していきますが、避けることのできない課題だと考えています。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

町では保険税の引き上げを押さえ、税の不足分をすべて一般会計からの繰り入れで賄っています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

国で検討されています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。減免制度は、生活保護基準額の1.3倍で23年度に作成しました。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現状は、前年所得200万円ですが、引き続き検討中です。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

資格証明書は現在、発行していません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

納付状況や納税相談を通して、適宜配慮しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

滞納者には、納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応しています。差押えは悪質な滞納者に対する最終的な手段と捉えています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

減免制度は、生活保護基準額の1.3倍で23年度に作成しました。

5. 障がい者・児施策の拡充について(福祉課)

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

障害者自立支援法に基づき実施します。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

障害者自立支援法に基づき実施します。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

地域生活支援事業について:利用状況を十分に聞き取り、時間数は考慮しています。

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

障害者自立支援法に基づき実施します。

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

全避難所のうち、一部の保育園園舎及び学校体育館はバリアフリー化がされていません。今後の改修計画等の検討課題とします。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

災害時に避難所となるプライバシー配慮のため、間仕切りを順次備蓄しているが、ダンボールの間仕切りを製造している会社と協定を締結し、優先して調達できるようにしています。なお、福祉避難所として総合福祉センターしいの木を指定しています。

- ⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。(福祉課)

災害時要援護者については、豊山町地域防災計画及び「災害時要援護者支援体制マニュアル」において定めており、豊山町地域防災計画においては、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して情報の共有に努めることとしています。

また、災害時要援護者への登録の申出をいただく際には、名簿情報を自治会、自主防災会及び民生委員・児童委員等に提供することに対する本人の承諾も得ております。

したがって、災害時においては、地域防災計画及び災害時要援護者支援体制マニュアルに基づき、町が必要に応じて、要援護者の名簿情報を自治会や自主防災組織等に提供します。

なお、現在のところ福祉圏域間での共有及び県との共有は考えていません。

6. 健診事業について(保健センター)

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

特定健診、がん検診は実費の15%を検診料として徴収しております。70歳以上・肺がん検診(胸部X線撮影)・歯周疾患健診は無料で実施しております。がん検診・歯周疾患健診は毎年受診することができます。

- ③ 40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

30歳以上を対象として、年1回成人健康診査を自己負担1300円で実施しています。

7. 予防接種について(保健センター)

- ★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

実費の一割を自己負担により実施しております。

- ②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

高齢者用肺炎球菌ワクチンについては、75歳以上を対象に補助を実施しています。水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンについては現在予防接種法の改正が検討されていますので、現時点では補助は実施しておりません。

8. 生活保護について(福祉課)

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導の下、対応しています。

- ②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

職員の増員に関しては、生活保護のみを取り出して論議はできません。町全体の職員定数の位置づけの中で検討します。

- ③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

警察官OBの窓口等への配置が、弱者の生存権侵害につながるとは思いませんが、現在のところ福祉課窓口に警察官OBの配置は考えていません。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書(住民課)

①消費増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。

特に考えていません。

②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

特に考えていません。

③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

特に考えていません。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。

特に考えていません。

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

特に考えていません。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

特に考えていません。

⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

特に考えていません。

⑧H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

特に考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について(住民課)

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

県町村会を通して、現行制度の維持・拡充を要望しています。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
特に考えていません。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
特に考えていません。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
特に考えていません。

(2) 県民の医療を守るために(住民課)

①後期高齢者医療制度について

- ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

特に考えていません。

- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

特に考えていません。

- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

特に考えていません。

- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

特に考えていません。

- ⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

特に考えていません。

- ⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

特に考えていません。

⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

特に考えていません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書(住民課)

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

特に考えていません。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

特に考えていません。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

特に考えていません。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

特に考えていません。

以上